



監 査 報 告 書

令和2年5月21日

学校法人 東亜大学学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 東亜大学学園

監事 藤上 博之 ⑩

監事 松村 久 ⑩

私は、監事として私立学校法第37条第3項及び学校法人東亜大学学園寄附行為第15条に基づき、学校法人東亜大学学園の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度における業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査しました。

監査の結果、業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、会計に関する諸計算はいずれも正確であり、かつ財産の管理状況及び理事の業務執行の状況は適正妥当なものと認めます。

以上